

○白糠町立幼稚園入園料、保育料条例

(昭和50年2月27日条例第4号)

改正	昭和52年3月25日条例第1号	昭和56年3月23日条例第26号
	平成元年5月27日条例第23号	平成3年9月20日条例第25号
	平成12年12月26日条例第62号	平成14年3月20日条例第11号
	平成21年3月23日条例第11号	平成27年3月13日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、白糠町立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の入園料及び保育料について定めるものとする。

(入園料、保育料の額)

第2条 入園料及び保育料の額は、幼児1人につき、それぞれ次のとおりとし、幼児の保護者がこれを納入するものとする。

- (1) 入園料の額は、3,000円とする。
- (2) 保育料の額は、白糠町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成27年白糠町条例第10号)第3条に定める利用者負担額とする。

(納入)

第3条 入園料は、入園を許可された者の入園の際に、保育料はあらかじめ指定するところにより納入しなければならない。ただし、初年度に入園料を納入し、引続き次年度保育を受けるものの入園料はこれを徴収しない。

(保育料の減額)

第4条 保育料は、出席日数にかかわらず減額しない。ただし、幼稚園の都合により全月休業の場合若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止又は園長の許可を得た休園で全月にわたる場合は、これを減額する。

(保育料の減免)

第5条 幼稚園に就園する4歳児及び5歳児の保護者で所得が低い者に対しては、就園奨励のため、保育料及び入園料を減免することができる。

2 白糠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項に規定するもののほか特別の事情があると認めるときは、保育料を減免することができる。

(入園料、保育料の還付)

第6条 既に納付した保育料、入園料はいかなる事由があっても還付しない。ただし、1か月分を超える前納については、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例施行について必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月25日条例第1号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月23日条例第26号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年5月27日条例第23号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成3年9月20日条例第25号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年3月31日において現に白糠町立幼稚園に在籍している幼児に係る平成13年度の保育料の額は、改正後の白糠町立幼稚園入園料、保育料条例(以下「新条例」という。)第2条の規定にかかわらず、月額4,000円とする。
- 3 この条例の施行の日以後において、白糠町立幼稚園に入園した幼児に係る平成13年度の保育料の額は、新条例第2条の規定にかかわらず、月額4,750円とする。

附 則(平成14年3月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2号の規定による保育料の額は、当分の間、月額5,500円とする。

○白糠町立幼稚園入園料、保育料条例施行規則

(昭和50年2月27日教育委員会規則第2号)

改正	昭和53年5月31日教委規則第4号	昭和54年6月10日教委規則第5号
	昭和62年7月14日教委規則第2号	昭和63年8月11日教委規則第10号
	平成9年9月18日教委規則第13号	平成12年6月13日教委規則第10号
	平成13年5月18日教委規則第6号	平成14年8月5日教委規則第11号
	平成15年6月11日教委規則第9号	平成16年6月22日教委規則第5号
	平成17年5月18日教委規則第3号	平成18年6月16日教委規則第6号
	平成19年5月21日教育委員会規則第2号	平成20年6月18日教育委員会規則第8号
	平成21年6月4日教育委員会規則第4号	平成22年6月3日教育委員会規則第11号
	平成23年6月8日教育委員会規則第4号	平成24年6月11日教育委員会規則第5号
	平成25年6月4日教育委員会規則第2号	平成26年6月5日教育委員会規則第4号
	平成27年6月4日教育委員会規則第9号	平成28年6月2日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、白糠町立幼稚園入園料、保育料条例(昭和50年白糠町条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 条例第5条第1項に規定する減免の対象となる者及び減免の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 条例第5条第2項に規定する特別の事情があると認められた場合の保育料の減免の基準及び減免の額は、白糠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)がその都度定めるものとする。

(減免の申請)

第3条 減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、保育料等減免申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 保育料等の減免に関する調書(別記様式第2号)

(2) 当該年度の町民税課税証明書、町民税納税通知書の写し又は町民税課税台帳の閲覧に関する同意書(別記様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか教育委員会が必要とする書類

(減免の決定)

第4条 教育委員会は、減免申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、又は必要な調査を行い、減免の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、減免の可否を決定したときは、速やかに保育料減免決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第5条 偽り又は不正の手段により、減免を受けたことが判明したときは、教育委員会は、当該減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年5月31日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年6月10日教委規則第5号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年7月14日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年8月11日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成9年9月18日教委規則第13号)

この規則は、平成9年9月19日から施行する。

附 則(平成12年6月13日教委規則第10号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月18日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年8月5日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び別表の規定は、平成14年度分以後の入園料及び平成14年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成15年6月11日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び別表の規定は、平成15年度分以後の入園料及び平成15年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成16年6月22日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び別表の規定は、平成16年度分以後の入園料及び平成16年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成17年5月18日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び別表の規定は、平成17年度分以後の入園料及び平成17年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成18年6月16日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項、別表第1及び別表第2の規定は、平成18年度分以後の入園料及び平成18年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成19年5月21日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び別表第2の規定は、平成19年度分以後の入園料及び平成19年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成20年6月18日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び別表第2の規定は、

平成20年度分以後の入園料及び平成20年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成21年6月4日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成21年度分以後の入園料及び平成21年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成22年6月3日教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成22年度分以後の入園料及び平成22年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成23年6月8日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成23年度分以後の入園料及び平成23年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成24年6月11日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成24年度分以後の入園料及び平成24年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成25年6月4日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度分以後の入園料及び平成25年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成26年6月5日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成26年度分以後の入園料及び平成26年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成27年6月4日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成27年度分以後の入園料及び平成27年4月分以後の保育料から適用する。

附 則(平成28年6月2日教育委員会規則第5号)

この附則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成28年度分以後の入園料及び平成28年4月分以後の保育料から適用する。

別表第1(第2条関係)

区 分	減免対象経費	減免限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料及	年額 79,000円		
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税と				

なる世帯	び保育料の合計額	年額	年額	
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		43,000円	61,000円	年額 79,000円
上記区分以外の世帯		—	年額 40,000円	年額 79,000円

備考

- 1 保護者と生計を一にする兄又は姉については、保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属とする。
- 2 世帯構成員中2人以上の所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の減免限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
- 4 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

別表第2(第2条関係)

区分	減免対象経費	減免限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
ひとり親世帯等	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円		
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯			
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		年額 40,000円	年額 79,000円
上記区分以外の世帯		—		

備考

- 1 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次の(1)から(8)までのいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に園児を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(在宅の者に限る。)
 - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者(在宅の者に限る。)
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第4条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(在宅の者に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象者(在宅の者に限る。)

- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る。)
 - (8) 保護者の属する世帯の年間収入額が生活保護法に基づく最低生活認定額割合の1.2倍以内の者
- 2 世帯構成員中2人以上の所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
 - 3 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の減免限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
 - 4 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

別記様式第1号(第3条関係)

保育料等減免申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第3条関係)

保育料等の減免に関する調書

[別紙参照]

別記様式第3号(第3条関係)

同意書

同意書

[別紙参照]

別記様式第4号(第4条関係)

保育料減免決定通知書

[別紙参照]